

第 1 節 道路・用途地域関係

3101 河川等に沿う建築基準法第 42 条第 2 項の道の後退に係る取扱い

〔関係法令〕 法 42 条

標記については、次の通りといたします。

1 水路等に沿う場合

- (1) 法第42 条第 2 項に規定する道路に接する水路（以下「水路」といいます。）の幅員が 1 m 以下の場合の道路中心線は、その水路の幅員と当該道路の幅員を合計したものの中心とします。 (図 1)
- (2) 水路の幅員が 1 m を超え 2 m 以下の場合の道路中心線は、現況道路の中心とします。 (図 2)
- (3) 水路の幅員が 2 m を超える場合、当該水路と道路との境界線及びその境界線から道路の側に水平距離 4 m の線をその道路の境界線とみなします。 (図 3)

図 - 1 $B \leq 1\text{m}$ の場合

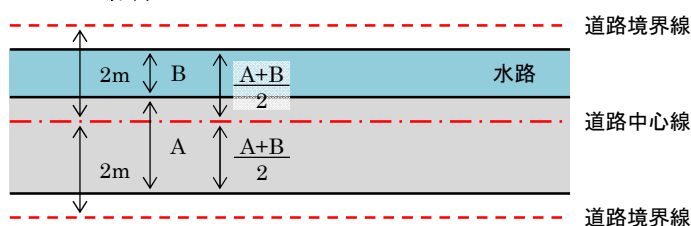


図 - 2 $1\text{m} < B \leq 2\text{m}$ の場合

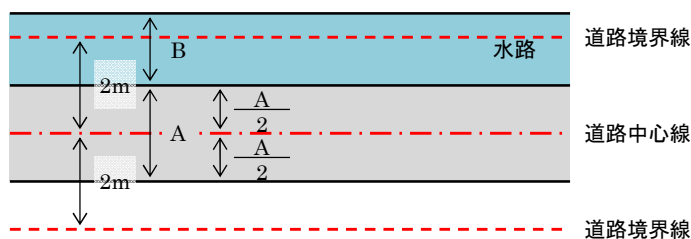
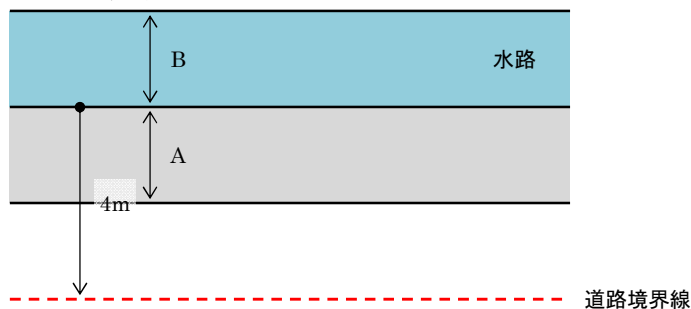
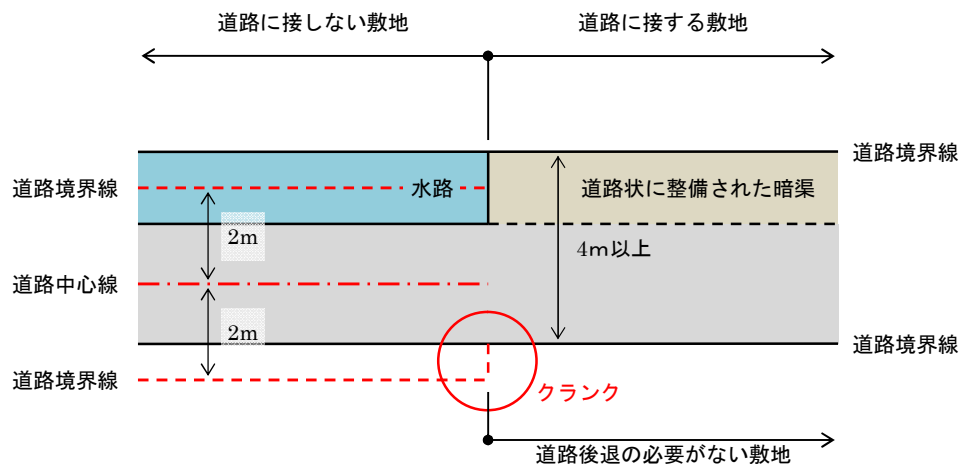


図 - 3 $B > 2\text{m}$ の場合

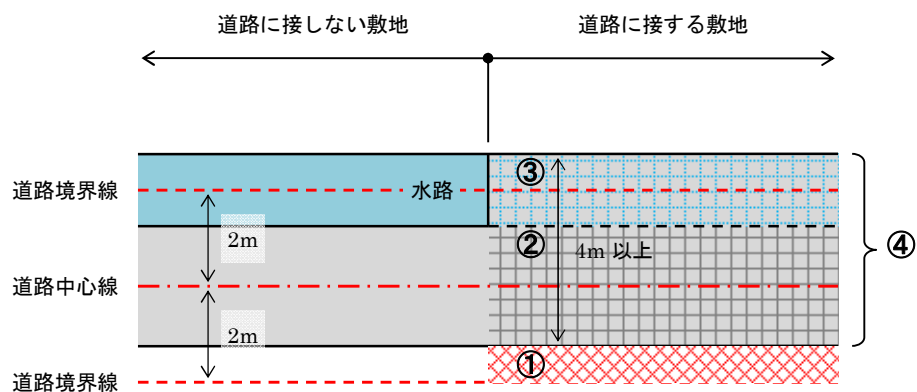


2 暗きょ化された水路の場合

(改正前の取扱い) 一暗きょ化が平成 25 年 3 月 31 日以前にされたもの



(改正後の取扱い) 一暗きょ化が平成25年 4 月 1 日以後に施行完了したもの



・法第42条第 2 項の道路のみなし道路境界線は残る。



・公道（土木所管）



・道路と一体的に整備がなされている。（上下水道局所管）

④

・表層の管理は道路管理者が行っている。



1. ④を法第42条第 1 項第 1 号の道路とみなす。
2. ①のみなし道路境界線については、道路廃止申請により廃止する。
なお、道路廃止については建築指導課に相談して下さい。

(H26・全部改正)

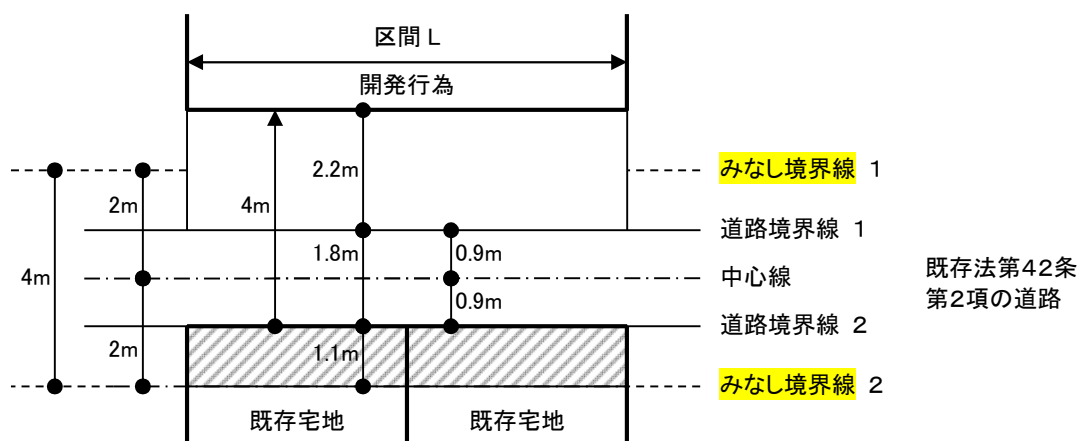
削除

3101-2 開発行為等により、法第 42 条第 2 項による道路の幅員が

一方後退により 4 m 以上となった道路の取扱いについて

〔関係法令等〕 法第 42 条第 2 項

すでに、建築基準法第 42 条第 2 項の道路があり、下図の『道路境界線 2』から 2 項の道路を含んで開発行為側に一方後退し、その部分を法第 42 条第 1 項第 1 号又は、第 2 号の道路とした場合



- 1 既存の建築基準法第 42 条第 2 項の道路の中心線は存続します。よって、『みなし境界線』までを道路（斜線部分）とする。既存宅地の接道は、法第 42 条第 2 項の道路からとする。道路種別については、重複部分はあるが、第 1 項第 1 号の道路と第 2 項の道路の複合の道路である。
- 2 開発行為における敷地について、法第 43 条の道路種別は第 1 項 1 号の道路とし、前面道路幅員及び容積率における全面道路の幅員の数値は、幅員は 4m として容積率を算定する。
- 3 既存宅地側の敷地について、法第 43 条の道路種別は法第 42 条第 2 項の道路とし、前面道路幅員及び容積率を算出する場合の前面道路の幅員の数値は、既存法第 42 条第 2 項の道路の中心線から『みなし境界線』を算定する場合の 2 m のセットバックが必要となる。容積率における前面道路の幅員は 4 m として算定する。

上記内容は、指定道路図及び調書において、本来は路線形状等を考慮し行うべきであるが、現在本市では指定道路の作成予定が未定、当面の措置として運用していく。

なお、既存宅地前面で示した『道路境界線 2』と『みなし境界線 2』には含まれた斜線部分の道路廃止（取消し）の申し出があった場合については、そのつど対応していく。書式については、『第 5 号道路の道路廃止の書式』を準用する。

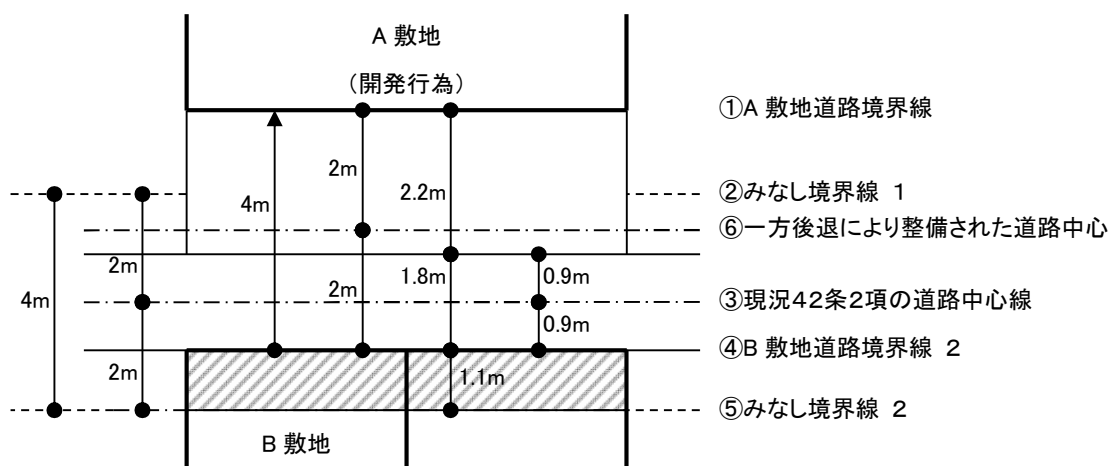
[参考文章]

指定の取消しー建築基準法施行規則第 10 条（H22. 4. 1 改正）ー運用指針Ⅱ. 4.（2）
指定の 取消しに係る規定はないが、特定行政庁が指定の手順に準じて取消しが出来る。

注）指定の取消しは行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に規定する不利益処
分に該当しない。ー意見陳述の手続きは不要。

※指定の取消しが可能となる場合

- ・指定道路の全部が第 1 号の道路となった等、指定の意義が実質的に失われている場合
（中心線から 2 m 後退が完了した第 2 項の道路で、道路区域の決定がすでに行われている場合）
- ・第 5 号の道路の指定は申請に基づくが、上記のような場合における指定の取消しは申請によらないことが可能である。



	A 敷地（開発行為）	B 敷地
前面道路幅員は	4 m（1 項 1 号の幅員を記入） 5 m なら 5 m	4 m（2 項の道路として記入）
セットバック表示は	②のセットバック位置を記入 ⑤のセットバック位置を記入	⑤のセットバック位置を記入 ②のセットバック位置を記入
道路中心線の表示は	⑥を表示する	③を表示する
容積率算定の幅員は	①から④までの幅員で計算	②から⑤までの幅員で計算
延焼ラインの道路中心は	⑥から延焼ラインが生じる	③から延焼ラインが生じる
道路斜線の幅員は	①～⑤の幅員で	①～⑤の幅員で
天空率測定的位置は	④から	②から

(H24・追加)

3101－3 敷地の接道形態の取扱い

〔関係法令等〕 法第 43 条

建築物の敷地と前面道路との間に高低差がある場合は、敷地から道路に避難等ができるスロープ又は階段等を設けること。なお、令第 128 条等の適用により敷地内通路の設置が必要となる場合にあってはそれぞれの条項に基づく幅員、それ以外の場合にあっては有効に出入できる幅員の通路とすること。

(H19・追加、H24・一部改正)

3102 削除

〈参考〉

開発行為等により築造する地下構造物の取扱要領を廃止する要領

開発行為等により築造する地下構造物の取扱要領（昭和58年4月1日制定）は、廃止する。

附 則
（施行期日）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領の施行の際、現に廃止前の開発行為等により築造する地下構造物の取扱要領（以下「旧要領」という。）第4条の規定により、連絡調整を開始した地下構造物については、旧要領第2条から第8条までの規定につき、なおその効力を有する。

3103 削除

3104 削除

3105 削除

3106 第1種低層住居専用地域内に建築することができる建築物の取扱い

〔関係法令等〕法第48条、令第130条の3、令第130条の4、平成5年住指発第225号、昭和46年住指発第966号、昭和48年住街発第1084号、昭和34年住指発第126号、昭和53年住指発第172号、介護保険法第106条、介護保険法施行令第37条

- 1 令第130条の3に規定する店舗などについては、次に掲げるものをいう。
 - ア 「日用品の販売を主たる目的とする店舗」とは、当該地域内で一般的な日常生活を営むために必要な日用品の販売を行う店舗（家庭用プロパンガス、灯油等の販売店及び写真店、調剤薬局も含む。）
なお、ペットショップは必ずしも住居の周辺にある必要はなく、これには該当しない。
 - イ 「食堂若しくは喫茶店」には、そば屋、寿司屋、一般食堂、レストラン等を含むものとする。
なお、いわゆるスナック等の酒類の提供を主たる目的とする店舗は、これらに該当しない。
 - ウ 「クリーニング取次店」とは、洗濯物の受渡しを行うものにかぎられ、店舗内で機械を使用して自ら洗濯を行うものは原則として工場に該当するので建築できない。

2 令第 130 条の 3 第 6 号に規定する「その他これらに類する施設」とは、次に掲げるものとする。

ア ピアノ又はエレクトーン教室等

イ 裁縫、手芸、編み物教室等

ウ バレー、日本舞踊、ジャズダンス又はエアロビクス教室等

エ 武道塾等

3 法別表第 2 (い) 第四号に定める「学校」とは、学校教育法に規定する学校のうち小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、及び専修学校、各種学校をいう。

なお、自動車教習所、職業訓練校並びに防衛大学校等は、「学校」に該当しないものとする。

4 法別表第 2 (い) 第四号に定める「その他これらに類するもの」とは低層住宅地の良好な環境を害するおそれがなく、また通常時において、当該地区外から一時に多数の人又は車の集散するおそれのないものであって、当該地区に存する文化財、遺跡、史跡、埋蔵物その他これらに類するものの展示又は閲覧等を目的とし、地域に密着した社会教育的な活動のために設ける考古資料館、博物館、または公民館、集会所は、第四号に定める「その他これらに類するもの」に該当するものとする。

5 法別表第 2 (い) 項第四号に規定する「学校、図書館その他これらに類するもの」とは、町内会等一定の地区の住民を対象とし、当該地区外から一時に多数の人又は車の集散するおそれのないものであって、当該地区内住民の社会教育的な活動あるいは自治活動の目的の用に供するために設ける公民館、集会所その他これらに類する建築物をいい、葬祭場、セレモニーホール、冠婚葬祭場は多目的に使用され、不特定多数の個人や団体に貸し出されるので、これには該当しない。

6 法別表第 2 (い) 第五号に定める「神社、寺院、教会、その他これらに類するもの」とは、主として、宗教の教義を究める儀式行事を行うことの用に供される建築物が該当するものとする。なお、神社、寺院、教会、修道院その他これらに類するものに附属すると認められる納骨堂は、法別表第 2 (い) 項第十号の建築物に含まれるものとする。

7 法別表第 2 (い) 第六号に定める「老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、その他これらに類するもの」に該当するものは、居住のための施設としての継続的入所施設、近隣住民に必要不可欠な通園施設である社会福祉施設及び有料老人ホームであり、その具体例は以下のとおりである。

(一) 老人福祉法にいう老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

(二) 児童福祉法にいう保育所（無許可施設を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設

- (三) 生活保護法にいう救護施設、更生施設及び宿所提供施設
 - (四) 売春防止法にいう婦人保護施設
 - (五) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害者生活訓練施設
 - (六) 更生保護事業法にいう更生保護施設
 - (七) 継続的入居施設と考えられる生活保護法、社会福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく授産施設
 - (八) 老人福祉法及び介護保険法にいう小規模多機能型居宅介護に係る施設
- 8 法別表第2（い）項第七号の公衆浴場とは、公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場をいう。しかし、広範囲から自動車等を利用して来場することを企図したいいわゆるスーパー銭湯又は岩盤浴（電気やガスで岩盤を熱し、その上に軽装で横になる形で利用するもの）は、複合用途等を含め総合的に判断する。
- 9 法別表第2（い）項第八号の診療所には犬猫診療所は該当しない。同様に、ペット美容室（トリマー）等についても、令第130条の3第三号に規定する「理髪店、美容院」には該当しないものとする。
- 10 学童保育施設は児童福祉法第40条の児童厚生施設と類似する施設とし、「老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」として扱う。ただし、学校や児童厚生施設などの公共施設の一部の空間を利用した学童保育施設（複合用途建築物）については主要用途建築物との主・従の関係や補完関係など、建築物の用途面の機能上の関係性に着目し、個別に判断する。
- 11 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律による施術所に該当するカイロプラクティック、足裏マッサージ等は診療所に該当する。

（H18・H19・一部改正）

3107 第2種低層住居専用地域内に建築することができる建築物の取扱い

〔関係法令等〕法第48条、令第130条の5の2、平成5年住指発第225号

令第130条の5の2に規定する「日用品の販売を主たる目的とする店舗」とは、いわゆるコンビニエンスストアのように低層住宅地に必要な日用品を総合的に供給するための比較的小規模な店舗などが該当するものとして取扱う。

3108 第1種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物の取扱い

〔関係法令等〕法第48条、令第130条の5の3、令第130条の5の4、昭和52年住指発第778号、平成5年住指発第225号

- 1 法別表第2（は）項第二号に定める「大学、高等専門学校、専修学校その他これらに

類するもの」とは、教育施設、研究施設その他の教育文化施設で騒音等の発生により周辺の居住環境を害するおそれが少ないものであり、これに該当するか否かは名称等による形式的な判断ではなく、設立目的、建築物の設計、利用形態等により実質的に判断する。具体的には各種学校、職業訓練校、研修所、学術の研究所等が含まれるが、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれのある用途が主である建築物は除かれる。

2 法別表第2（は）項第三号に定める「病院」とは以下に該当するものをいう。

ア 医療法による病院

イ 介護保健法第8条第28項に規定する介護老人保健施設で入所定員が20人以上のもの（入所定員が19人以下のものは「診療所」に該当するものとして取扱う。）

3 法別表第2（は）項第四号に定める「老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」とは、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会・通園施設である社会福祉施設である。

なお、その具体例は以下のとおりである。

- （一） 老人福祉法にいう老人福祉センター
- （二） 児童福祉法にいう児童厚生施設、児童家庭支援センター
- （三） 身体障害者福祉法にいう身体障害者福祉センター、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設
- （四） 騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会・通園施設と考えられる生活保護法にいう授産施設（社会福祉事業法第2条第2条第6号に基づく授産施設を含む。）、身体障害者福祉法にいう身体障害者授産施設、知的障害者福祉法にいう知的障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害者授産施設
- （五） 老人福祉法にいう老人介護支援センター。ただし、老人介護支援センターの中でも介護保険法に規定する「居宅介護支援に係る施設」に該当する場合にあっては、事務所的な性格である場合もあるため、利用形態により判断する。

4 令第130条の5の3第二号に定める「物品販売業を営む店舗」とは、中高層住宅地に必要な日用品を総合的に供給するための店舗等を指し、以下のものはこれに該当するものとする。

- （一） 日用品以外の趣味用品や専門品を扱う店、スポーツ用品店等の物品販売業を営む店舗
- （二） 食堂以外の居酒屋等の飲食店

5 郵便法の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律第2条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設は令第130条の5の4第1号に定める「その他これらに類するもの」に該当するものとする。

（H18・H19・一部改正）

3109 第2種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物の取扱い

〔関係法令等〕 法第48条、令第130条の6、昭和39年住指発第168号、昭和28年住指発第349号

- 1 法別表第2(に)項第四号及び法別表第2(る)項第二号に定める「ホテル又は旅館」とは旅館業法に規定されるホテル、旅館のほか同法に規定される簡易宿泊所が該当する。また、旅館類似の用途の建築物である寮、保養所又はリゾートマンションやウィークリーマンションについてもその営業形態が旅館業法第2条に定義されるものに該当すれば、「ホテル又は旅館」とみなす。
- 2 法別表第2(に)項第六号に定める「畜舎」とは、趣味や生業に拘らず、牛、馬、豚、めん羊、やぎ又は犬等の繁殖・飼育を行う施設が該当する。

(H19・一部改正)

3110 第1種住居地域に建築することができる大規模な建築物の取扱い

〔関係法令等〕 法第48条、令第130条の7の2

郵便法の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律第2条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設は令第130条の7の2第1号に定める「その他これらに類するもの」に該当するものとする。

(H19・追加)

3111 第1種住居地域及び工業地域内に建築してはならない建築物の取扱い

〔関係法令等〕法第48条、平成5年住指発第225号

法別表第2(ほ)項第二号及び(わ)項第八号に定める「マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの」にはゲームセンターのほか、射幸心をそそるおそれがある営業を営む施設として、モーターボート競争法に規定する場外発売場等が含まれる。

(H19・旧3110 繰下)

3112 近隣商業地域及び準工業地域内に建築してはならない建築物の取扱い

〔関係法令等〕法第48条、令第130条の9の5、平成5年住指発第225号

令第130条の9の5に定める「その他これらに類するもの」とは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する風俗関連営業に係る施設のうち個室付浴場以外の施設についても該当する。

(H19・旧3111 繰下)

3113 児童福祉施設の用途判断一覧表

〔関係法令等〕 法第 48 条

●：該当用途、▲：利用実態により判断が分かれる用途

関係法令	施設名称	該当条項	該当用途			
			(い)項第3号 (わ)項第3号 共同住宅、寄宿舍等	(い)項第6号 (わ)項第4号※ 老人ホーム、保育所、 身体障害者福祉ホーム等 ※保育所を除く	(い)項第9号 令第130条の4第2号 公益上必要な建築物 600m ² 以内の老人福祉 センター等	(は)項第4号 老人福祉センター、 児童厚生施設等
児童福祉法	助産施設	第36条		●		
	乳児院	第37条		●		
	母子生活支援施設	第38条		●		
	保育所	第39条第1項		●		
	幼保連携認定こども園 ^{*1}	第39条の2第1項		●		
	児童厚生施設	第40条			▲	▲
	児童養護施設	第41条		●		
	障害児入所施設	第42条		●		
	児童発達支援センター	第43条		●		
	児童心理治療施設	第43条の2		●		
	児童自立支援施設	第44条		●		
	児童家庭支援センター	第44条の2			▲	▲
	学童保育 ^{*2}	第6条の3第2項			▲	▲
	地域子育て支援拠点施設 ^{*3}	第6条の3第6項			▲	▲
	ファミリーホーム ^{*4}	第6条の3第8項	▲		▲	▲

*1：保育所かつ学校、*2：放課後児童健全育成事業を行う建築物、*3：地域子育て支援拠点事業を行う建築物、*4：小規模住宅型児童養育事業を行う建築物

(H24、R7・一部改正)

3114 身体障害者福祉法及び生活保護法並びに売春防止法関連施設の用途判断一覧表

〔関係法令等〕 法第 48 条

●：該当用途、▲：利用実態により判断が分かれる用途

関係法令	施設名称	該当条項	該当用途								
			(い)項第2号 事務所	(い)項第3号 (ワ)項第3号 共同住宅、 寄宿舎等	(い)項第6号 (わ)項第4号 老人ホーム、 身体障害者 福祉ホーム等	(い)項第8号 診療所	(い)項第9号 令第130条の4第2号 公益上必要な建築物 600㎡以内の老人福祉 センター等	(は)項第3号 病院	(は)項第4号 老人福祉 センター等	(に)項第2号他 工場	(に)項第6号 15㎡以上の畜舎
身体障害者福祉法	身体障害者更生施設	旧法			▲		▲		▲		
	身体障害者療護施設	旧法			●						
	身体障害者福祉ホーム	旧法			●						
	身体障害者授産施設	旧法			▲		▲		▲		
	身体障害者福祉センター	第31条					●		●		
	補装具製作施設	第32条					●		●		
	盲導犬訓練施設	第33条			▲		▲		▲		▲
	視覚障害者 情報提供施設	点字図書館 第34条					●		●		
		点字出版施設 第34条								●	
		視覚障害者 情報提供施設 第34条					▲		▲	▲	
生活保護法	救護施設	第38条 第1項第1号			▲	▲		▲			
	更生施設	同第2号			●						
	医療保護施設	同第3号				▲		▲			
	授産施設	同第4号				▲		▲			
	宿所提供施設	同第5号	●								
売春防止法	婦人保護施設	第36条			●						

(H24、R7・一部改正)

3115 母子及び寡婦福祉法及び母子保護法並びに障害者自立支援法関連施設の用途判断一覧表

〔関係法令等〕 法第 48 条

●：該当用途、▲：利用実態により判断が分かれる用途

関係法令	施設名称	該当条項	該当用途							
			(い)項第2号 事務所	(い)項第3号 (わ)項第3号 共同住宅、 寄宿舎等	(い)項第6号 (わ)項第4号 身体障害者 福祉ホーム等	(い)項第8号 診療所	(い)項第9号 令第130条の4第2号 公益上必要な建築物 600㎡以内の老人福祉 センター等	(は)項第3号 病院	(は)項第4号 老人福祉 センター等	(に)項第2号他 工場
母子及び 福祉法 寡婦並	母子父子福祉センター	第39条 第1項第1号					●		●	
	母子父子休養ホーム	第39条 第1項第2号							●	
母子保 健法	母子健康包括支援セン ター	第22条第2項					●		●	
総合障 害者支 援者法	障害者支援施設	第5条第11項			▲		▲		▲	▲
	地域活動支援 センター	第5条第27項					▲		▲	▲

(H24、R7・一部改正)

3116 老人福祉施設の用途判断一覧表

〔関係法令等〕 法第 48 条

●：該当用途、▲：利用実態により判断が分かれる用途

関係法令	施設名称	該当条項	該当用途						
			(い)項第2号 事務所	(い)項第3号 (わ)項第3号 共同住宅、 寄宿舎等	(い)項第6号 (わ)項第4号 老人ホーム等	(い)項第8号 診療所	(い)項第9号 令第130条の4第2号 公益上必要な建築物 600m ² 以内の老人福祉 センター等	(は)項第3号 病院	(は)項第4号 老人福祉 センター等
老人福祉法	老人デイサービスセンター	第20条の2の2			●				
	老人短期入所施設	第20条の3			●				
	養護老人ホーム	第20条の4			●				
	特別養護老人ホーム	第20条の5			●				
	軽費老人ホーム	第20条の6			●				
	老人福祉センター	第20条の7					●		●
	老人介護支援センター	第20条の7の2	▲				▲		
	有料老人ホーム	第29条第1項			●				

(H24、R7・一部改正)

3117 介護老人福祉施設の用途判断一覧表

〔関係法令等〕 法第 48 条

●：該当用途、▲：利用実態により判断が分かれる用途

関係法令	施設名称	該当条項	該当用途						
			(い)項第2号 事務所	(い)項第3号 (わ)項第3号 共同住宅、 寄宿舎等	(い)項第6号 (わ)項第4号 老人ホーム等	(い)項第8号 診療所	(い)項第9号 令第130条の4第2号 公益上必要な建築物 600m ² 以内の老人福祉 センター等	(は)項第3号 病院	(は)項第4号 老人福祉 センター等
介護 保険 法	通所介護に係る施設	第8条第7項			▲		▲		▲
	訪問看護ステーション		●						
	小規模多機能型居宅介護に係る施設	第8条第19項					●		●
	認知症対応型共同生活介護に係る施設(グループホーム)	第8条第20項		▲	▲				
	地域密着型特定施設	第8条第21項		▲	▲				
	介護保険施設	第8条第22項				▲		▲	
	介護老人福祉施設	第8条第27項			●				
	介護老人保健施設	第8条第28項				▲		▲	
	介護医療院	第8条第29項				▲		▲	

(H24、R7・一部改正)

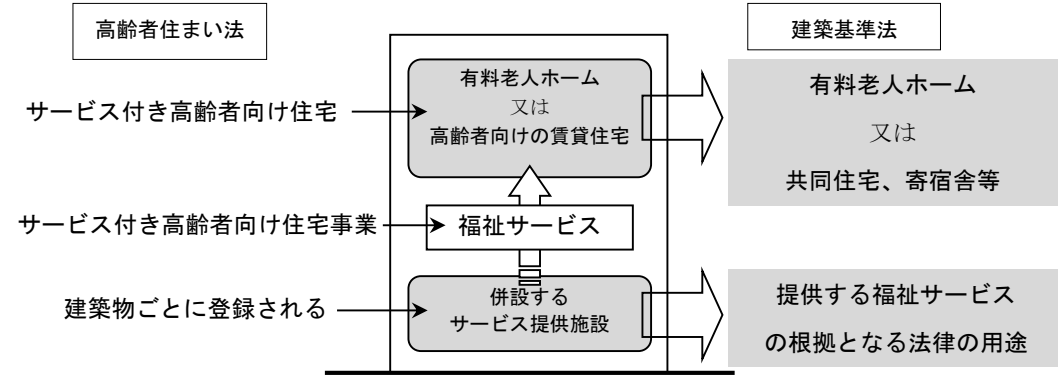
3118 サービス付き高齢者住宅の取扱い

〔関係法令等〕 法第 48 条

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）（以下「高齢者住まい法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受ける建築物」について、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームに該当する場合は、建築基準法の用途も有料老人ホームとして扱い、有料老人ホームに該当しない場合は、実態に応じて、共同住宅、寄宿舍等として扱う。また、併設する「サービス提供施設」については、当該部分の根拠となる介護保険法等の用途によるものとする。

高齢者住まい法 第 5 条第 1 項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受ける建築物		
	サービス付き高齢者向け住宅		サービス提供施設
	有料老人ホーム	高齢者向けの 賃貸住宅	
老人福祉法 第 29 条第 1 項	有料老人ホーム	非該当	非該当
建築基準法上 の用途	有料老人ホーム	共同住宅、寄宿舍等	提供する各福祉サービスの根拠となる 法律の用途による
	各用途の複合建築物		

〈イメージ〉



(H24・追加)